

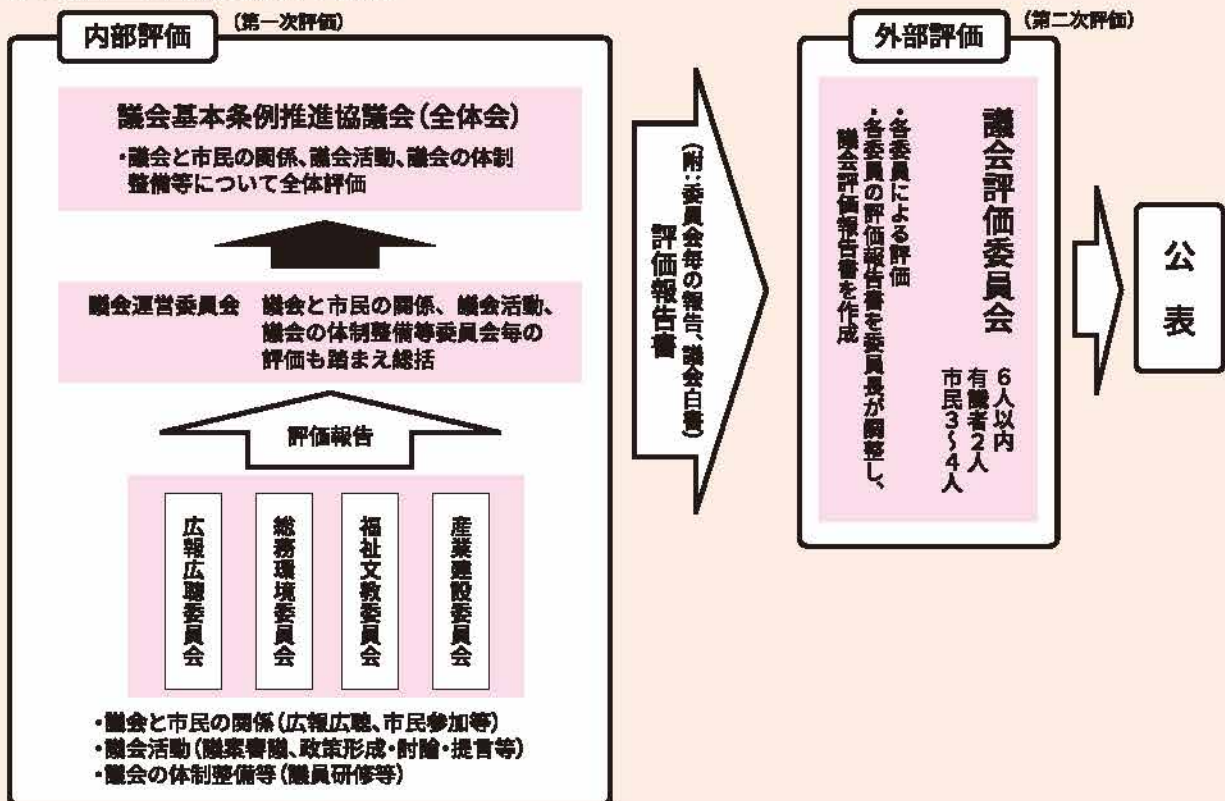
議会評価の実施

市議会では、高山市議会基本条例第24条に規定する議会活動及び議員活動の評価を実施するにあたり必要な事項を定め、もって議会改革の継続的な取り組みを推進することを目的に議会評価委員会を設置します。

議会活動を議会が内部評価したものを、外部委員で組織する議会評価委員会が外部評価し、その結果を市民に公表するものです。

議会改革の本旨は、議会と市民の関係を開かれた分かりやすいものとしようとする改革です。議会活動が市民に分かりやすく伝わり、市民参加と情報共有により議会改革を推進することを目指します。

評価スキーム（議会評価の流れ）



●政策討論会●

平成31年3月28日(木)

議会では、各常任委員会がこれまで2年近くかけて、市の政策課題について、行政の取り組み状況の把握、現地調査、先遣地視察、分野別・地域別市民意見交換会を行うなど、調査・研究を積み重ねました。この間、議員間はもとより、多くの市民の皆さんや行政と、積極的に議論を重ねましたが、これは、高山市議会が議会基本条例で「議論する議会」を通じて、より良い政策の実現を目指していることによるものです。

総務環境委員会及び福祉文教委員会において、そうした取り組みを踏まえ「政策提言」という形にまとめ、3つの討論テーマについて、政策討論会を実施しました。

政策討論会は、議員全員で討論を行う場です。討論の結果、全員の合意が得られれば、市長に提言することになります。

結果として、全議員の合意のもと、下記の3項目について提言しました。

【政策提言】

- ・支所地域の地域振興について
 - ・まちづくり基本条例（仮称）の制定について
 - ・子どもと学校を核とした地域づくりについて
- ※総務環境委員会、福祉文教委員会の取り組みについてはP13参照



市ホームページ
平成30年度 第1回政策討論会へ



市ホームページ
政策提言へ



政策討論会